破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第６４６号

仙台市若林区若林２丁目３番40―1005号、従前の住所埼玉県三郷市新和１丁目310番地シャーメゾンシナモン103

債務者　加藤　　彰

1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大張　慎悟
4　破産債権の届出期間　平成26年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月12日午後１時35分
6　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２１２号

徳島県板野郡藍住町徳命字前須東６番地１アメニティハイツ小川105号、旧住所徳島県徳島市北島田町３丁目124番地

債務者　大谷　　稔

1　決定年月日時　平成26年11月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綾野　隆文
4　破産債権の届出期間　平成26年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５９６号

兵庫県西宮市甲陽園西山町５番53号

債務者　住友　淳郎

1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津久井　進
4　破産債権の届出期間　平成26年12月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月20日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３５３号

鹿児島県鹿児島市西田２丁目14番48号　ドミール西田203号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市常盤２丁目５番29号

債務者　吉永　桂子

1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木山　義朗
4　破産債権の届出期間　平成26年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月28日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１０６５号

愛知県大府市共和町３丁目14番地の９　第二若葉荘110号

債務者　加古　博敏

1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　将人
4　破産債権の届出期間　平成26年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月５日午前10時55分
6　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１号

千葉県香取市九美上51番地34

債務者　高橋　誠市

1　決定年月日時　平成26年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上杉　浩介
4　破産債権の届出期間　平成26年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月５日午後４時
6　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２６年（フ）第９６０号

愛知県日進市栄１丁目1118番地　ニッシンエクセルハイツ205

債務者　大野　義和

1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅村　明男
4　破産債権の届出期間　平成26年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月17日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３４６号

金沢市高畠３丁目52番地

債務者　山田　嘉彦

1　決定年月日時　平成26年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木　利定
4　破産債権の届出期間　平成26年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月18日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第８０号

佐賀県唐津市西大島町18番２号

債務者　坂本　弘美

1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野建三郎
4　破産債権の届出期間　平成26年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月17日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第２３９号

岡山県倉敷市本町５番10号

債務者　飯田　　擧

1　決定年月日時　平成26年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷　　和子
4　破産債権の届出期間　平成27年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第６４号

青森県上北郡おいらせ町苗平谷地23番地５コーポラス桂Ｇ号室、旧住所青森県上北郡おいらせ町西下谷地62番地２

債務者　袴田　　宏

1　決定年月日時　平成26年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩澤　将宏
4　破産債権の届出期間　平成26年12月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第１６６１号

名古屋市緑区篠の風３丁目256番地　パティオクラブ滝の水305号

債務者　伊藤　　誠

1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　彰
4　破産債権の届出期間　平成26年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月５日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３２８号

茨城県笠間市南小泉1740番地42

債務者　谷津瓦工芸こと　谷津　成昭

1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木名瀬修一
4　破産債権の届出期間　平成26年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第６３号

青森県十和田市大字三本木字北平147番地715

債務者　下山　康文

1　決定年月日時　平成26年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　十枝内　亘
4　破産債権の届出期間　平成26年12月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
青森地方裁判所十和田支部